



新たなふるさと納税制度について

亀山市は、4月から、新たなふるさと納税制度をスタートさせます。

新制度では、一定の金額以上の寄附者に対して相応のお礼の気持ちを表すため、50,000円以上の寄附者に対して、本市らしい返礼品を進呈します。また、寄附金の受入先としている基金につきましては、新たに文化振興基金を加えるとともに、その用途を明示していきます。

現在、本市のふるさと納税制度は、10,000円以上の寄附者に対して、一律、銘菓やお茶、ローソク等、2,000円相当の特産品を返礼品として進呈するとともに、その寄附金につきましては、リニア中央新幹線亀山駅整備基金、地域福祉基金など、6の基金に充当しています。

一方、近年におきましては、返礼品競争の激化等から、総務省が全国の自治体に向けて適切な対応を求めるなど、制度本来の趣旨に沿った運用や、制度の更なる発展を促す機運が高まってきており、ふるさと納税制度を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、平成20年度の運用開始から10年が経過した本市のふるさと納税制度について、国が求める制度の在り方に対応するとともに、より本市らしい制度とするため見直しを行い、再構築しました。

具体的な見直しの内容としては、別紙のとおりです。

今後、新たに構築した制度により、より一層寄附者のご厚意に対して感謝の意を伝えていくとともに、本市の取組や特産品等を積極的にPRしていきます。